

特殊な役務の検収に関するルール

2024年9月19日制定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下を定める。

1. 目的

公的研究費の特殊な役務の納品を適切に検収し、不正を未然に防止することをこのルールの目的とする。

2. 特殊な役務の種類

- ① プログラム・データベース開発、デジタルコンテンツ作成
- ② ソフトウェア使用料、ライセンス料
- ③ 実験・研究にかかる保守・点検・修理
- ④ オンライン配信など

3. 検収の方法

表1のA欄の特殊な役務は、B欄の資料を徴収、保管する。

	A 役務	B 徴収する資料	C 備考
1	プログラム開発・作成 データベース開発・作成 デジタルコンテンツ開発・作成	① 見積書、発注書、納品書、あるいはそれらに代わるもの ② 受託者の仕様書あるいは詳細項目付き見積書	納品物は USB 等で保管すること。
2	ソフトウェア使用料・ライセンス料	① 契約書あるいは見積書 ② 発注書	動作していることを画面の写真等で記録すること。
3	保守・点検・修理	① 発注書 ② 受託者の作業完了報告書	検収担当者が立ち合い等による現場確認を行う。
4	オンライン配信	① 録画、録音したもの	録画、録音を残すこと。

以上